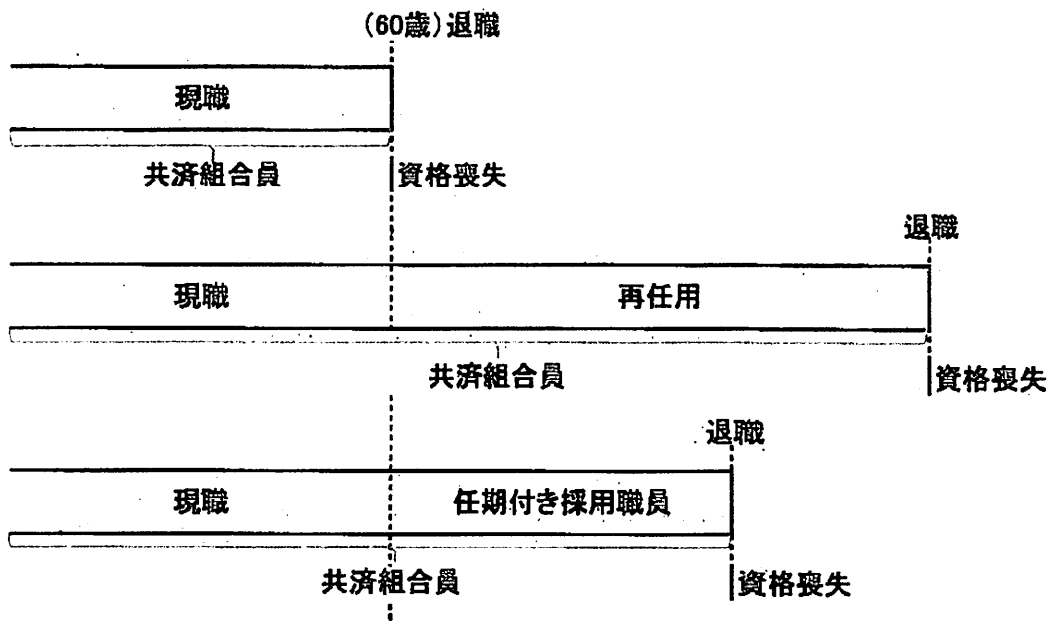
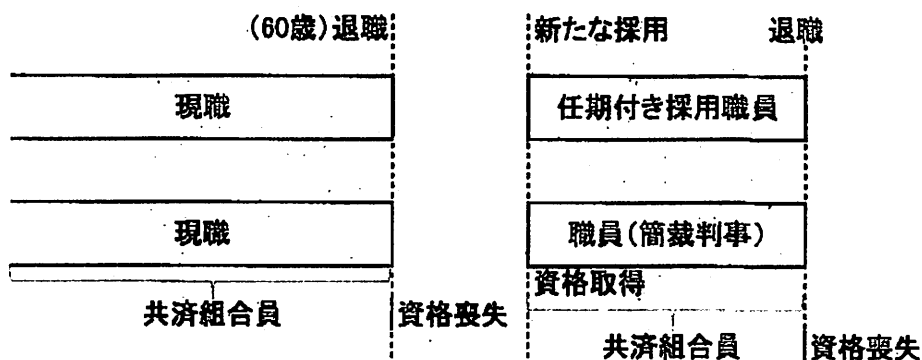


職員としての退職と共済組合員としての退職の違い

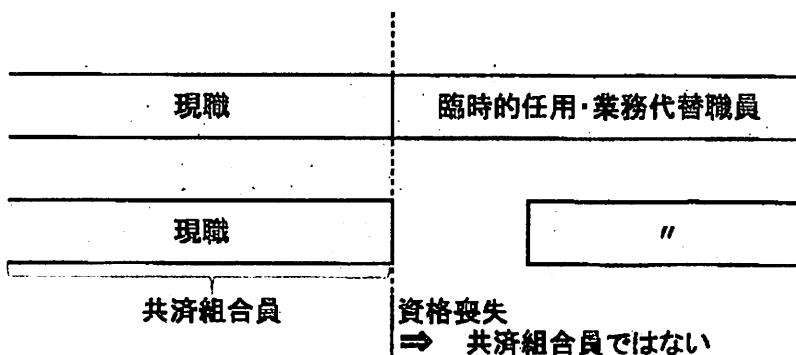
◇職員期間が引き続く場合



◆職員期間が引き続かない場合



※ 1日でも職員ではない日が生じる場合には、一旦、共済組合員ではなくなります。
職員ではない期間は、「任意継続組合員になる」、「国民健康保険に加入する」等が必要です。



任意継続組合員制度の御案内

裁判所職員又は裁判所共済組合職員として退職の日の前日まで引き続き1年以上裁判所共済組合の組合員であった方(後期高齢者医療の被保険者等を除く。)については、希望により、退職後2年間に限り、裁判所共済組合の短期給付を受け、福祉事業を利用することができる「任意継続組合員」制度があります。

この制度の概要や必要な手続は次のとおりです。

長期給付(年金)については、別途年金事務所等での手続が必要になりますので、必ず手続を行ってください(ただし、老齢厚生年金の受給権が発生し、既に請求手続を行っている方は必要ありません。)

1 任意継続組合員資格の取得

任意継続組合員となることを希望する人は、退職の日から起算して20日以内(例えば、3月31日付けで退職したときは、4月19日まで)に、退職する裁判所の共済組合支部に次の書類を提出してください。

ただし、提出期限日が土日・祝日の場合は直前の開庁日までとなります。

申出が認められたときは、退職の日の翌日から任意継続組合員の資格を取得します。

なお、期日までに(1)の申出書を提出しない場合及び納付期限までに掛金を払い込まなかった場合には、資格を取得できませんので注意してください。

(1) 任意継続組合員となるための申出書

任意継続組合員の資格を取得するために必要な書類です。(2)、(3)の書類が揃っていても、この申出書を先に提出するようにしてください。

住所は、退職後の住所を記入してください。

(2) 被扶養者申告書、申述書

退職すると被扶養者の認定が取り消されるため、被扶養者がいる場合、再度、被扶養者の申告をする必要があります。被扶養者がいない場合は、申告書のみを提出してください。

なお、申告書の添付書類については、別紙「認定に必要となる証拠書類」を確認してください。

(3) 高齢受給者届出書(該当者のみに配布)

70歳以上の方又は70歳以上の被扶養者を有する方のみ提出してください。

2 掛金

任意継続組合員になったときは、掛金を払い込まなければなりません。

掛金には、短期掛金(福祉掛金を含む。以下同じ。)のほか、介護保険の第2号被保険者に該当する場合(40歳以上65歳未満)の介護掛金があります。

(1) 掛金の払込期間

短期掛金については、任意継続組合員の資格取得の日の属する月から資格を喪失する日の属する月の前月までの間、払い込む必要があります。

介護掛金については、介護保険の第2号被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間（任意継続組合員期間中に限る。）、払い込む必要があります。

なお、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失したときは、その月の掛金を払い込まなければなりません。ただし、その月のうちに更に組合員の資格を取得したときは、任意継続組合員としての掛金を払い込む必要はありません。

(2) 掛金の額の算定

ア 標準報酬月額及び掛金額

掛金の額は、標準報酬月額に裁判所共済組合定款第31条第1項で定める掛金率を乗じて得た額です。あなたの平成31年度の標準報酬月額及び掛金額は、別添の任意継続掛金額案内書（以下「掛金額案内書」という。）のとおりです。

なお、任意継続組合員期間中に平均標準報酬の月額の増減があったとき及び前記の掛金率に変更があったときは、掛金の額も増減します。

イ 標準報酬月額の算定方法

あなたの標準報酬月額は、次の方法で算定されています。

(ア)又は(イ)のうち、低い方の額が標準報酬月額になります。

(ア) 500,000円（平成30年9月30日における裁判所共済組合の平均標準報酬の月額）

(イ) 退職時の標準報酬の月額（直近の9月以降の改定時に交付された標準報酬等級通知書に記載されている短期の額）

(3) 掛金の納付期限等

掛金を納付期限内に払い込まなかった場合、次のような不利益を受けることがありますので注意してください。

ア 最初に払い込むべき掛金

掛金の納付期限は、退職の日から起算して20日以内です。この納付期限までに払込みがないときは、最初から任意継続組合員の資格を取得しなかったものとみなされます。

イ ア以外の掛金

前月の末日までに払い込まなければなりません。この納付期限までに払込みがないときは、納付期限の翌日から資格を喪失します。

(4) 掛金の前納割引

ア 前納割引制度の概要

掛金の納付については、半年分（4月～9月分、10月～翌年3月分）又は1年分（4月～翌年3月分）をまとめて前納することによって、掛金の割引を受けることが出来ます。

なお、任意継続組合員期間の満了が明らかなきときは、前納期間の終期について、これと異なる取扱いが認められます。

イ 前納割引制度利用時の掛金額

前納は、任意継続組合員となるための申出をし、掛金を前納した日の属する月の翌月の掛金から割引を受けることができます。例えば、3月31日に退職する場合、①4月1日に申出を行い、4月3日に掛金を前納した場合は5月分の掛金から、②3月20日に申出を行い、3月22日に掛金を前納した場合は4月分の掛金から割引を受けることができます（①の場合の掛金額は、掛金額案内書の記の2に、②の場合の掛金額は、掛金額案内書の記の3に記載されています。）。

ウ 前納割引制度利用時の掛金額の算定方法

前納期間に応じ、次の表の率を掛金額に乗じて掛金額を算定しています。

前納期間	率	前納期間	率	前納期間	率
1月	0.996737	5月	4.951267	9月	8.854433
2月	1.990221	6月	5.931847	10月	9.822277
3月	2.980464	7月	6.909228	11月	10.786964
4月	3.967476	8月	7.883420	12月	11.748502

エ 掛金を前納した者が前納期間の途中で資格を喪失したときは、過払いとなった掛金は、還付されます。

(5) 掛金の納付手続

任意継続組合員の資格取得が認められると、任意継続掛金額決定通知書が送付されます。掛金は、任意継続掛金額決定通知書に記載された口座に振込みにより納付してください。

(6) 翌年度以降の掛金額について

2月末から3月中旬頃に、翌年度の任意継続組合員資格の継続希望の有無、掛金納入方法及び掛金額について、書面を送付します。また、翌年度の掛金額は、掛金率等の変更により、金額が変更になる場合があります。

3 任意継続組合員資格の喪失

任意継続組合員は、次に掲げる場合に該当するときは、資格を喪失します。このうち、(1)から(3)までの場合に該当するときはそれぞれに該当するに至った日の翌日に、(4)及び(5)の場合に該当するときはその日に、(6)の場合は納付期限の翌日に資格を喪失します。

- (1) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 任意継続組合員でなくなることを希望する申出が共済組合に受理された日の属する月の末日が到来したとき
- (4) 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者になったとき
- (5) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき
- (6) 納付期限までに掛金を払い込まなかったとき

4 受給できる短期給付及び利用できる福祉事業

任意継続組合員は、次に掲げる短期給付を受け、福祉事業を利用することができます。

なお、短期給付や福祉事業の内容については、見直される場合があります。

- (1) 任意継続組合員の疾病若しくは負傷に対する療養の給付又は療養費（高額療養費を含む。）とそれらに係る一部負担金の額等の払戻し
- (2) 被扶養者の疾病又は負傷に対する家族療養費（高額療養費を含む。）とその附加給付
- (3) 高額介護合算療養費
- (4) 出産費又は家族出産費とその附加給付
- (5) 埋葬料又は家族埋葬料とその附加給付
- (6) 弔慰金又は家族弔慰金
- (7) 災害見舞金
- (8) 特定健康診査及び特定保健指導の受診
- (9) 裁判所共済組合の行う厚生事業のうち、主として次の事業
 - ア 人間ドック及び脳ドック等の補助
 - イ 災害の際の災害対策費の支給
 - ウ 健康ダイヤル24の利用
 - エ 福利厚生パッケージサービスの利用
- (10) 共済組合員手帳及び共済クリップ（広報紙）の配布
- (11) 引越システムの利用
- (12) 裁判所共済組合の診療所の利用
- (13) 国家公務員共済組合連合会の施設の部内料金による利用

5 利用できない事業等

次に掲げる短期給付及び福祉事業は、これを受け、又は利用することはできません。

- (1) 傷病手当金（組合員期間に継続して支給される場合を除く。）、出産手当金（組合員期間に継続して支給される場合を除く。）、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金
- (2) 裁判所共済組合貸付事業運営規則による貸付け
- (3) 国家公務員共済組合連合会が行う住宅のあっせん

6 組合員証

任意継続組合員には、組合員証を交付します。組合員証は、給付を受け、福祉事業を利用し、又は市区町村に対し、介護保険の被保険者証の交付申請をする場合に提示してください。なお、組合員資格を喪失したときは、直ちに所属の共済組合支部に返還してください。

判 定(次長)	
可	否

出納役	出納主任	課長補佐	課長補佐	専門職	取扱主任	係

任意継続組合員となるための申出書

退 職 年 月 日	令和 年 月 日	退 職 時 の 所 属 局 (部) 課 名	
退 職 時 の 標 準 報 酬 の 月 額	級 円	組 合 員 期 間	年 月
組 合 員 証 記 号 番 号		銀 行 預 金 口 座 番 号	

国家公務員共済組合法第126条の5の規定により任意継続組合員となることを申し出ます。

裁判所共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日

提出者 干
住 所
氏 名
(昭和・平成 年 月 日生)
電話番号

印

(被=有・無) 任()
短= 年 月 ~ 年 月分まで 介= 年 月 ~ 年 月分まで(歳)

任

被扶養者申告書(認定)

支部長	局長	次長	出納役	出納主任	課長補佐	課長補佐	専門職	取扱主任	係

組合員証 記号番号	110-	所属局(部) 課名	任意継続組合員
組合員氏名 生年月日	年 月 日生	※認定年月日	令和 年 月 日

認定を受けようとする 者の氏名・フリガナ	性別 続柄	生年月日	職業	年間所得 推計額	郵便 番号	現住所・フリガナ	扶養 親族の 認定の 有無	給与 事務 担当者 証明印	被扶養者の要件を 備えるに至った年 月日及びその理由	※判定及び理由		基礎年金 番号 (配偶者の み)
										判定	理由	
									令和 年 月 日 任意継続組合員加入			

上記のとおり申告します。

裁判所共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日

〒

申告者 住所

氏名

電話番号

印

- 年間所得推計額は、その者の恒久的な収入として見込まれる勤労所得、資産所得、事業所得、その他の所得の推計額を記入してください。
- 扶養事実の発生(消滅)の理由は、具体的に詳しく書いてください。
- 扶養親族の認定を受けている者について被扶養者の認定を受けようとするときは、給与事務担当者の証明印を受けてから提出してください。
なお、その者が所得税法上の扶養親族の認定を受けている者であるときは、扶養親族の有無には印と記入してください。
- ※印は記入しないでください。

システム	
組合員証	
レセプト	
長期資格	
国民年金	
一覧表	

令和元年度 任意継続組合員掛金早見表

令和元年度		現 在		任意継続組合員				
標準報酬		短期・福祉	介護	短期・福祉	介護	月額合計	年額	1年前納
等級	退職時	38.56%	6.89%	77.12%	13.78%			
22	380,000	14,652	2,618	29,305	5,236	34,541	414,492	405,805
23	410,000	15,809	2,824	31,619	5,649	37,268	447,216	437,843
24	440,000	16,966	3,031	33,932	6,063	39,995	479,940	469,881
25	470,000	18,123	3,238	36,246	6,476	42,722	512,664	501,919
26	500,000	19,280	3,445	38,560	6,890	45,450	545,400	533,969
27	530,000	20,436	3,651					
28	560,000	21,593	3,858					
29	590,000	22,750	4,065					
30	620,000	23,907	4,271					
31	650,000	25,064	4,478					
32	680,000	26,220	4,685					
33	710,000	27,377	4,891					
34	750,000	28,920	5,167					
35	790,000	30,462	5,443					
36	830,000	32,004	5,718					
37	880,000	33,932	6,063					
38	930,000	35,860	6,407					
39	980,000	37,788	6,752					
40	1,030,000	39,716	7,096					
41	1,090,000	42,030	7,510					
42	1,150,000	44,344	7,923					
43	1,210,000	46,657	8,336					

(注)介護掛金は、40歳以上65歳未満の方に納入していただきます。65歳以上の方は、市区町村に納入していただくことになります。